

協同組合法の改正要点

2007/07/10 - 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律が改正され、平成 19 年 4 月 1 日から施行されました。

要点は、組合の管理強化で組合の破たん増加の防止が目的。理事の任期 2 年以内、監事の任期 4 年以内、理事の利益相反取引の制限や、共済事業を行う場合の資産運用制限強化など。以下、ポイントを引用します。

まとめると、組合員全体のための組合が、個別の組合員（理事を含む）のために資産を供与・流用することを禁ずる内容となっていて、全体と個との緊張関係を保つ運営を行うことが求められています。

具体的には、個別組合員の経営が悪化したからといって、組合資産を赤字の穴埋めに流用することはできないということです。組合の運営資産は、組合全体のために保全運用することが必要です。

現在、日本のものづくり事態が脅かされている中での組合員の破たん防止や鑄造の役割を保持するために、組合が寄与できることを模索していますが、それは個々の組合員の資金繰りに組合資産を流用することではいけないこととなります。

2. 理事による利益相反取引の制限

(1) 自己契約の制限

これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていました

組合が取引をするに当たり、理事がその契約の相手方となる場合には、その理事は、契約の締結について各契約ごとに事前に理事会の承認を受けなければなりません。なぜならば、理事がその地位を利用し、組合に不利な取引による損害を与えることを防止するためです

したがって、その契約につき理事が第三者の代理人となって、組合と取引する場合も同じです。

理事会の承認を受けて理事が組合と契約を締結する場合において、その理事が代表権を持つ理事であるときは、契約の当事者である個人の立場と組合業務執行者である立場が一致するので、民法第 108 条に規定する自己契約禁止の一般原則に触れることとなりますが、組合の場合には、その適用が除外されています。

平成 19 年 4 月 1 日以降、理事は、

「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課されます。

(2) 利益相反取引の制限

理事による利益相反取引が制限されます

理事と組合の取引に関して、自己契約に加え、組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするときにも、理事会において当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならなくなりました。また、当該理事に対して取引後の理事会への報告が義務づけられました。

利益相反の有無の認定に当たっては、法文に掲げられている行為に限らず、理事の裁量によって組合に不利益を及ぼすおそれのあるすべての財産上の法律行為が含まれています。有償行為にのみ限られることなく、組合に対する理事の債務を免除するような単独行為も含まれます。しかし、その範囲は、組合との間に利害衝突を生ずるものに限られ、組合に不利益を及ぼすおそれのない取引は除外されます。

したがって、料金やその他の取引条件が明白に確定されている運送・保険・預金契約など普通取引約款によって行われる定型的取引のように行為の性質上利害衝突のおそれのない行為はもとより、理事により行われる無償贈与、債務の履行行為、相殺、などはいずれも本条にいう取引には含まれません。

なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止されます。

< 中協法 >

(理事の自己契約等)

第 38 条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき。

(2) 組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 1 号の取引については、適用しない。

3 第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議)

第 36 条の 6

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款又は規約で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。